

小牧駅周辺イルミネーション業務委託仕様書

1 目的

本業務は、本市のブランド力を高め、市民が自分たちの住むまちに愛着と誇りを持ち、また市外からも訪れてみたいと支持されるような魅力ある中心市街地を目指すことを目的として、イルミネーションの企画、設置及び点灯を行うものである。

なお、契約時における仕様書は、優先交渉権者として特定された企業の技術提案内容に応じて内容を変更することができるものとする。

2 テーマ

イルミネーション点灯期間中は、クリスマス、お正月、バレンタインのイベント時期と重なることから、それぞれのイベントに合った仕掛けを装飾することとし、イルミネーション全体のにぎわいが創出され、期間中に何度も訪れたいくなるような工夫をすること。

なお、令和7年12月31日までは、市制施行70周年記念の時期と重なることから、お祝いムードを高める演出を工夫すること。

※仕掛けとは、光の重なりや見せ方に変化を加える仕掛けを指し、通りの地面などに配置する仕掛けを指すものではない。

3 業務契約期間

点灯期間 令和7年11月10日(月)から

令和8年2月15日(日)まで

点灯時間 午後5時から午後10時まで

業務期間 契約後から令和8年2月27日(金)まで

4 設置場所

小牧駅周辺(別紙施工全体イメージ図参照)

5 業務内容および条件等

(1) 設計業務

技術提案書に基づき、意匠設計、構造設計、設備設計、環境整備設計等工事に必要な実施設計図書（内訳書含む）を作成すること。

(2) 施工業務

ア 道路使用許可等関係機関への手続き後、実施設計図書に基づき、電気配線、電球等を設置する。設置場所は、一般通行者の多い場所であることから、十分に注意し施工するとともに、電球等が、歩行者や車と接触しないよう配慮すること。また、高所での設置時には、転落、落下等に注意すること。

イ 本業務における、設置前、工事中、点灯時の写真をサービス版にて1部完了時に提出すること。

ウ 点灯期間は、令和7年11月10日（月）から令和8年2月15日（日）までとし、点灯時間は、午後5時から午後10時までとすること。

※令和7年12月31日（水）から令和8年1月3日（土）までは午後5時から翌午前2時までを点灯時間とすること。

※小牧市にぎわい広場図書館前エリアについては、全期間、午後9時までの点灯とすること。

エ 期間中に点灯時間を変更する必要があるため、対応可能なものとする。

オ イルミネーション設置完了時に、試験点灯及び設置内容検査を行うこと。

カ 点灯開始の11月10日（月）は、発注者が点灯式を行うことから、一斉点灯の対応をすること。

(3) プロモーション業務

ア 市内外に広くPRするため、ポスターを作成すること。

※ポスター：A2縦 150枚

イ デザインが確定したのち、Adobe IllustratorまたはAdobe InDesignでデータ提出をすること。

ウ デザインが確定したのち、市内巡回バス等に掲載するため、A3横のデザインを作成し、Adobe Illustrator

または Adobe InDesign でデータ提出をすること。

※デザイン等は、市の PR 業務として利用するため、一切の権利（著作権等）は、発注者に帰属する。

(4) 維持管理業務

ア 点灯期間中は、週 1 回程度の見回りを行うとともに、破損等がある場合は簡易な修繕を行うこと。

イ 簡易な修繕に要する消耗品等の費用は受注者が負担すること。

ウ 見回り、修繕等の作業結果については、報告書により随時報告すること。

(5) 撤去業務

電飾及び設置資材は全て撤去し現状復帰すること。

(6) 事業費削減につながる事業等の実施

発注者が有料広告事業等を実施する場合は、広告事業者決定後に設置物の内容について発注者と協議すること。

(7) 施工等に係る留意事項

ア 発注者が設定したイルミネーション設置エリア（別紙施工全体イメージ図）内の設定除外箇所にはイルミネーションの設置をしない。なお、設置エリアすべてにイルミネーションの設置を必須とするものではない。

イ 光の変化をプログラムするため、メンテナンス等のために、期間中であっても最低限の、非点灯日の設定を認める。

ウ 電源の引き込みについては受注者の負担にて仮設電源一式の対応をすること。

エ 電力会社、道路使用等の協議は受注者の負担にて対応すること。

オ 電気使用料は発注者の負担とする。

カ イルミネーションタイマーは、市職員が緊急対応可能なものとする。

キ 使用する電球の 90% 以上は LED とする。

ク 電飾電球はレンタル、リース可とする。

ケ 電気工事士の資格者を従事させること。

コ 道路上（小牧市にぎわい広場を除く）に通行の妨げ

になるような仕掛け（構造物）は置かないこと。

- サ 小牧市にぎわい広場駅西エリアの芝生上にイルミネーションを設置する場合には、芝生を傷めないような措置を施すこと。

6 提出書類等

受注者は、以下の書類を作成し、アからオについては契約後速やかに、カについては必要に応じて、キについては業務完了後速やかに発注者に提出するものとする。

- ア 工程表
- イ 現場代理人・主任技術者通知書、資格及び経歴書
- ウ 実施設計図書（内訳書含む）
- エ 業務遂行体制・施工管理計画
- オ 使用電球数一覧表
- カ 作業実施報告書（見回り、修繕等）
- キ 実施報告書（施行前、施行時、施工後の写真含む）
- ク その他、発注者が求める書類等

7 著作権または使用权について

著作権は発注者に帰属するものとする。ただし、著作権の譲渡が困難な場合は使用权の譲渡をもってかえることができる。

使用权とは、本事業に係る報道機関等の二次利用、発注者のPR活動に利用することなどを含むものとし、その権利は発注者に属するものとする。併せて発注者が認める者についても使用することができるものとする。

著作権使用料、保険料等が必要な場合は、その手続き及び費用は受注者負担とする。

8 その他

本仕様書に定めのない事項、および業務遂行上で疑義を生じた場合は、発注者と受注者が協議のうえ決定する。